

社援発0401第2号  
平成25年4月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「貸付事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について

今般、「貸付事業向けの総合的な監督指針」について、反社会的勢力に対する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の基本方針を実現するための組織内体制の整備等に関する事項を監督上の評価項目に追加することとし、別添のとおり改正したので通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。